

令和元年第2回臨時会

南伊豆町議会会議録

令和元年 5月20日 開会

令和元年 5月20日 閉会

南伊豆町議会

令和元年第2回南伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（5月20日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○報第1号の上程、説明、質疑	4
○報第2号の上程、説明、質疑	7
○報第3号の上程、説明、質疑	8
○議第33号上程、説明、質疑、討論、採決	10
○閉議及び閉会宣告	12
○署名議員	15

令和元年 5 月臨時町議会

(第 1 日 5 月 20 日)

令和元年第2回南伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和元年5月20日(月)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報第 1号 専決処分の報告について(南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 4 報第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について(平成30年度南伊豆町一般会計)
- 日程第 5 報第 3号 事故繰越し繰越計算書の報告について(平成30年度南伊豆町一般会計)
- 日程第 6 議第33号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業町道石井区内7号線道路改良工事変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	渡 邊 哲 君	2番	比野下 文 男 君
3番	加 畑 毅 君	4番	谷 正 君
5番	長 田 美喜彦 君	6番	稲 葉 勝 男 君
7番	清 水 清 一 君	8番	漆 田 修 君
9番	齋 藤 要 君	10番	渡 邊 嘉 郎 君
11番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	齋藤重広君
町民課長	高野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 教育事務局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	高橋由美君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤禎明	係長	内藤彰一
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（齋藤 要君） おはようございます。

今年もクールビズになりました。上着の脱着はご自由にしてください。お願いします。
定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和元年第2回南伊豆町議会臨時会を開会します。

本町では、5月1日より10月末日までの間、クールビズを奨励しておりますので、よろしく
お願いをいたします。上着の脱着については、各自のご判断でお願いします。

◎議事日程説明

○議長（齋藤 要君） 議事日程は、印刷配付をしたとおりでございます。

◎開議宣告

○議長（齋藤 要君） これより、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤 要君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

7番議員 清水 清一 君

8番議員 漆田 修 君

◎会期の決定

○議長（齋藤 要君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、議事日程のとおり本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は5月20日、本日1日限りと決定をいたしました。

◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

報第1号 専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

報第1号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要性が生じたため、町長の専決処分に関する条例第1条第1項第4号の規定に基づき報告するものであります。

詳細については町民課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 高野喜久美君登壇〕

○町民課長（高野喜久美君） それでは、報第1号 南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成31年4月1日から、一部については公布の日から施行されることに伴い、法律の公布と同時に南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じたため、町長の専決処分に関する条例第1条第1項第4号の規定に基づき、平成31年4月1日付で必要な規定の改正について専決処分をさせていただいたものを報告し、承認を求めるものです。

本件の改正につきましては、第1条から第5条までの改正となっております。改正の内容につきましては、議案に付してございます改正文及びお手元にお配りしております資料の新旧対照表をご確認ください。

改正文により既存の南伊豆町税賦課徴収条例を改めるものでございますが、新旧対照表におきましては、右側が改正前、左側が改正後の条文で、アンダーラインを引いてある部分が改正された箇所となっております。なお、この改正文及び新旧対照表につきましては総務省自治税務局が例を示しており、今回の改正もこの例示に倣ったものでございますので、説明は割愛させていただき、主な改正点についてのみご説明させていただきます。

それでは、初めに、個人住民税の関係でございます。

1点目は、ふるさと納税制度の見直しとして、総務大臣が次の基準に適合する都道府県等をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する制度が導入されます。対象となるのは寄附金の募集を適正に実施する都道府県等であること、かつ返礼品の返礼割合を3割以下とすること及び返礼品を地場産品とすることの条件を満たす都道府県等になります。こちらのほうは新旧対照表の1ページ、第34条の7、また2ページから4ページまでの附則第7条の4、附則第9条及び附則第9条の2により改正及び規定の整備を行っております。

続きまして、2点目は、住宅ローン控除の拡充に伴う措置として、住宅ローン控除の控除期間が現行の10年間から13年間となり3年間延長されます。その際、11年目から13年目の3年間については、住宅借入金等の年末残高（4,000万円を限度）の1%または建物購入価格同じく4,000万円を限度の3分の2%のいずれか少ない金額が控除の限度額となります。こちらのほうの改正については、新旧対照表1ページの附則7条の3の2が対象となっております。

続きまして、3点目は、個人住民税の非課税措置として子供の貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し個人住民税を非課税とする措置が講じられます。こちらのほうは新旧対照表の23ページ、第24条1項第2号の部分の改正となります。

個人住民税の関係は以上となります。

続きまして、軽自動車税の関係でございます。

1点目は、グリーン化特例（軽課）の大幅見直しになります。環境性能割の導入を契機に自家用車に係るグリーン化特例の適用対象が電気自動車、天然ガス自動車等に限定されます。また、消費税率の引き上げの引き上げに配慮し、現行制度を2年間延長した上で平成33年4月1日以降に初回新規登録等を受けた自家用乗用車から軽減率の見直しが行われることとなります。こちらは新旧対照表の24ページ、第16条第5項の改正の部分となっております。

32年度取得分までは電気自動車、天然ガス自動車は75%軽減、2020年度基準燃費比基準のプラス30%達成したものには50%軽減、2020年度基準に10%達成されたものには25%軽減が現状ですが、平成33年度取得の分からは電気自動車、天然ガス自動車の75%軽減のみとなっております。

続きまして、2点目は、需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減の措置が講じられ、消費税引き上げに伴う対応として平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率が1%分軽減される内容となります。なお、この措置による地方税の減収については、全額国費（地方特例交付金）で補填されることとなります。こちらは新旧対照表19ページ、第15条の6第3項の改正の部分となっております。

軽自動車税の関係は以上となります。

その他の改正箇所につきましては、地方税法の改正を受け、同法との整合性を保つため条文整理を図るものでございます。

続きまして、改正条文に係る附則の説明をさせていただきます。

施行期日ですが、この条例は、平成31年4月1日から施行するものです。ただし、個人住民税関係の規定の一部は、平成31年6月1日、平成32年1月1日及び平成33年1月1日から、軽自動車税関係の規定の一部は、平成31年10月1日及び平成33年4月1日から施行することになります。

最後に、元号につきましては、平成31年3月29日付での専決処分でありましたので、平成を使用しております。

簡単ではございますが、以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第2号の上程、説明、質疑

○議長（齋藤 要君） 報第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について（平成30年度南伊豆町一般会計）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第2号の提案理由を申し上げます。

本件は、平成30年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）において議決を経た繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、報第2号について内容説明をさせていただきます。

本件につきましては、本年3月定例会において平成30年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）としてご審議をいただき議決を経ました繰越明許費でありまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本繰越計算書をもって議会に報告をさせていただくものでございます。

議案に付してございます繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

繰り越し事業の概要といたしましては、昨年10月の台風24号により被災した農業者の農業用施設の復旧に対する補助金交付で11万2,000円のほか、交通量の増加に伴い歩道の設置と車道拡幅を実施する町道石井区内7号線道路改良工事及び町道伊浜線の法面補修工事で9,900万円、文部科学省のブロック塀・冷暖房設備対応臨時特例交付金を活用し、普通教室等へエアコンを設置するための受電設備等改修工事及び空調設備設置工事で南伊豆東中学校分として920万円、南伊豆中学校分として1,370万円を計上したものでございます。

当該計算書の下段に記載のとおり、事業費総額1億2,201万2,000円のうち8,614万2,000円を翌年度に繰り越したものでありまして、当該繰越額の財源内訳につきましてはご案内のとおりでございます。

内容説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第3号の上程、説明、質疑

○議長（齋藤 要君） 報第3号 事故繰越し繰越計算書の報告について（平成30年度南伊豆

町一般会計)を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長(岡部克仁君) 報第3号の提案理由を申し上げます。

本件は、平成30年度南伊豆町一般会計補正予算(第3号)で計上した伊浜漁港航路浚渫工事につきまして年度内の事業完了が見込めないため、地方自治法第220条第3項の規定に基づき事故繰り越しとしたものであり、同法施行令第150条第3項の規定に基づき議会に報告するものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(齋藤 要君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 渡邊雅之君登壇]

○総務課長(渡邊雅之君) 報第3号について内容説明をさせていただきます。

本件につきましては、平成30年度南伊豆町一般会計補正予算(第3号)で計上した伊浜漁港航路浚渫工事が年度内の事業完了が見込めないため、地方自治法第220条第3項の規定に基づき事故繰り越しとしたものであり、同法施行令第150条第3項の規定により、本繰越計算書をもって議会にご報告をさせていただくものでございます。

議案に付してございます事故繰り越し繰越計算書をご覧ください。

繰り越しの概要でございますが、当初予算において計上した伊浜漁港海岸深淺測量業務委託が9月末に完成したのを受け、12月定例会において予算承認を得た伊浜漁港航路浚渫工事について平成31年1月11日に入札に付し、同年1月15日に落札業者と工事請負契約を締結いたしました。

浚渫を実施するに当たっては、港則法や海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律などの許認可が必要となります。当初の工程では、準備工を2月末までに行い、その後、浚渫工と浚渫土の処理を行い、年度内完成となる予定でございましたが、実際には、下田海上保安部管轄区域における工事作業許可申請が3月11日に許可され、作業に着手しようとしたところ、天候不順が続き年度内の完成が困難となり、事故繰り越しとしたものでございます。

当該計算書下段に記載のとおり、事業費総額1,479万1,000円のうち909万1,000円を翌年度に繰り越したものでありまして、当該繰越額の財源内訳につきましてはご案内のとおりでございます。

内容説明につきましては以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第33号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業町道石井区内7号線道路改良工事変更契約の締結についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第33号の提案理由を申し上げます。

本議案は、本年3月定例会において議決を受けた社会資本整備総合交付金事業町道石井区内7号線道路改良工事について、既設舗装の産業廃棄物処理の増加による契約額の変更をお願いするものであります。

詳細については地域整備課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

地域整備課長。

〔地域整備課長 飯田満寿雄君登壇〕

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 平成30年度社会資本整備総合交付金事業町道石井区内7号線道路改良工事変更契約の締結についてご説明を申し上げます。

本議案に係る道路改良事業につきましては、平成27年度から着手した継続事業でありまして、平成30年においても社会資本整備総合交付金事業の採択を受け、進めているものでございます。

平成30年度の事業計画を時系列で整理いたしますと、平成30年6月4日に交付金申請を実施し、7月20日に下田土木事務所長から事業承認をいただき、8月22日に総合評価方式による一般制限競争入札を実施、同月28日には恵比寿建設株式会社と建設工事請負仮契約を締結しまして、9月定例議会の契約議決を経て、9月13日には静岡県公安委員会、下田警察署長と道路工事及び作業に関する意見聴取などを経て工事着手をいたしました。その後、工程に従い順調に推移しておりましたが、擁壁工の工程見直しのほか、地元地区要望などの調整に不測の日数を要したことなどから、3月定例会において本年5月31日までとする工事延長に係る変更契約の議決をいただき、あわせて平成30年度一般会計補正予算（第4号）において繰越明許費を計上させていただいたところでございます。

今回、ご提案させていただきました変更契約議案については、補助事業に係る事業費の精算、いわゆる精測精査に係る契約額の変更でございまして、これまでも年度末において事業費確定に伴う同様の事務処理をしていただいたところでございます。

変更の主な内容としましては、既設舗装路盤の破碎工において、アスファルトの下に既存のコンクリート舗装が残っていたため設計変更が生じたことにより事業費が増額したこととなったものでありまして、ご案内のとおり契約額に伴う議決案件としまして提出したものでありまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） これ5月31日までの工期でございますけれども、今日議決して5月31日までにこの工期が守られて道路開通するのか、それを確認いたします。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 工程につきましては、実際には3月26日に現場に入りました。

て障害物の撤去を行いまして、4月15日に現場のヤードの整理をして完成となっております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） この石井区内7号線というのは、では開通はいつごろになるのか、今まだ開通になっていない気がするんですけども、いつ頃になるのかお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 5月31日までに開通ということになります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） ほかに質疑はないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第33号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第33号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（齋藤 要君） 本日の日程が終了しましたので、会議を閉じます。

第2回臨時会の日程が全て終了しました。

令和元年第2回南伊豆町議会臨時会はこれをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員